

19 世紀後半スイスにおけるユダヤ教の屠殺方法・シェヒターの禁止¹ —— 動物保護協会の活動と会員の社会構成を中心に

穂山洋子

はじめに

スイスでは、1893 年にユダヤ教の屠殺方法であるシェヒターの禁止を要求するイニシアティヴ（国民発議）が国民投票により可決され、シェヒター禁止が連邦憲法に規定された。このイニシアティヴを提起したのは、協会設立時からシェヒターを動物虐待として問題視していたドイツ語圏動物保護協会であった。

屠殺の問題が連邦憲法に規定されるという特異な事例のため、1893 年のシェヒター禁止はこれまで多くの法学研究や歴史学研究の対象となってきた²。従来の研究のほぼ一致した見解では、その要因として当時特にドイツ語圏に広まっていた反ユダヤ主義の影響が指摘されている³。この論拠は、シェヒターというユダヤ教の屠殺方法が禁止されたということ、そしてドイツ語圏のカントンが圧倒的に賛成した投票結果によって裏付けられているだろう。しかし、なぜスイスにおいてシェヒターが、19 世紀半ばから繰り返し問題視され、最終的に「ユダヤ人という少数派の統合問題のみならず、憲法で保障された同権と信教の自由に関する解釈をめぐる広範な憲法議論の結晶点にまでなった⁴」のか、さらに、なぜ国民投票において国民とカントンの半数以上の支持を得ることが可能だったのか、という問いに、反ユダヤ主義という論拠だけでは不十分ではないだろうか。「永遠の反ユダヤ主義」という概念だけで説明してしまうのではなく⁵、反ユダヤ主義の背景にある要因にも目を向ける必要があるだろう。

ユダヤ人解放後の 19 世紀後半に、既存の主に宗教に根差したユダヤ人嫌悪（Judenfeindlichkeit）と折り重なるように誕生した近代的反ユダヤ主義（Antisemitismus）は多くの政治運動に利用され、様々なイデオロギーと結びついていた。結論を先取りすれば、動物保護協会のシェヒター禁止を求める運動は、自分たちにとって異質な文化（宗教行為）を排除することで、いうところの「スイスの文化」を守り、同質なネーションを求めるナショナリズム運動とも解釈することができるのである。「同質なネーション」という概念は、多言語、多文化主義を標榜し、スイス国民でありたいという意志がネーションを形成する、というスイスのネーション理解とは矛盾している。しかし、スイスネーションの特徴は、それが「我々」と「他者」、「同胞」と「よそ者（敵）」、「同質」と「異質」の境界線によって決められ、その境界線の外側に位置するとされたものを激しく排除する一方で、その内部

の同質性については厳密に問うことない点である。動物保護協会は、シェヒターを異質な文化として排除することで、「スイス的な価値観や世界観」を確認し、共有を求めようとしていたのである。つまり、シェヒター禁止を求める運動とその受容の背景には、純粋な動物保護思想、反ユダヤ主義、そしてナショナリズムの3つの要素が密接に関係していたといえるのである。

本稿の目的は、このような背景をもつシェヒター禁止運動がどのような組織、さらにはどのような社会階層に属する人びとにより展開されたのかを明らかにすることである。そのために、まずスイスにおけるユダヤ人とシェヒター問題の歴史を概観し、次にシェヒター禁止運動の担い手であった動物保護協会、特に中心的な存在だったベルン、チューリヒ、アールガウの各協会の設立の背景、重点課題、会員の社会構成を考察する。その際、特に各協会のシェヒター禁止に関する取り組みとイニシアティブに至る歴史的経緯の特徴とその差異に注目する。従来の研究では、動物保護協会は、ほぼ同質な集団として捉えられており、各協会の取り巻く社会環境、取組課題、会員の社会構成の差異は十分考慮されていない⁶。しかし、スイスの国家のなりたちや地方分権の強い政治システムの影響を考えれば、シェヒター問題のより深い理解には、個々の協会の状況の把握は不可欠である。さらに本稿では、動物保護協会の活動や会員の社会構成を踏まえ、スイスの市民社会における協会の役割と社会的な位置付けの考察も射程に入れる。

1. スイスにおけるシェヒター問題

1.1. 19世紀スイスのユダヤ人⁷

スイスにおけるシェヒター問題の歴史を概観する前に、簡単にスイスのユダヤ人について説明しておきたい。1866年の連邦憲法改正により連邦レベルの定住の自由が認められるまで、ユダヤ人は、当時盟約者団の共同支配地であった地方代官区バーデンの二つの村、エンディングエンとレングナウ（1803年からはカントン・アールガウ）のみ定住が許可されていた。だからといって、その他の地域にユダヤ人が全くいなかったわけではない。1866年以前にも、外国で解放されたユダヤ人の往来や定住はスイス各地域で見られた。特に1791年に市民権を獲得したアルザスユダヤ人は、スイス各地を往来し、彼らと関係が深かったバーゼルをはじめ、ベルンやフランス語圏の都市部に定住するようになった⁸。1850年に3145人であったユダヤ人は⁹、ヨーロッパ各地のユダヤ人解放とその後のフランス、ドイツ、ハプスブルク帝国の隣接する地域からの彼らの移住を通じて、シェヒター問題が動物保護協会によって大きく取り上げられる1888年には、8069人に増加した¹⁰。動物保護協会が熱心にシェヒター禁止運動を展開したチューリヒ（1349人）、ベルン（1195人）、アールガウ（1051人）はユダヤ人が多いカントンで、ユダヤ人の存在とシェヒター禁止問題は

密接な関係があるといえるだろう¹¹。アールガウやベルンは元々ユダヤ人が多いカントンであったが、チューリヒでは1850年から1888年にかけて、国内外、特に外国からユダヤ人が移住し、その数は16.8倍に急増した。スイスのユダヤ人の特徴は、帰化が簡単ではなかったため、多くのユダヤ人が外国籍であったことである。統計が残っている1910年には、外国籍のユダヤ人の割合が全体の66%も占めていた¹²。これは、「ユダヤ人はよそ者」であるという、多くのスイス人が持つ印象を裏付けるものである。

1.2. スイスにおけるシェヒター問題

スイスにおけるシェヒター問題は、その内容と形態により大きく2つの時期に分けることができる。一つは、ユダヤ人解放前の1850年代から1870年代の時期で、シェヒターを禁止しようとする試みは、散発的で、地域的に限定されていた。ユダヤ人の定住が許されていたアールガウと、新たにユダヤ・ゲマインデが設立されたザンクト・ガレンでシェヒター禁止が試みられたが、その要因はユダヤ人解放に対する嫌悪と不安であった。

もう一つが、本稿で取り上げる、動物保護協会が組織的かつ全国規模でシェヒター禁止運動を展開した1880年代後半から1890年代前半の時期である。地域的な運動から全国規模の運動に移行した背景には、連邦憲法で信教の自由が保障され、宗教行為を簡単に排除することができなくなったこと、また仮にカントンの憲法や法律でシェヒターが禁止されても、ユダヤ人が連邦政府にその撤回を求める請願書を提出すると、連邦政府がカントンの決定に介入するようになったことが要因としてあげられる。

1.3. シェヒター問題と動物保護協会

動物保護協会は、設立以来人道的な屠殺を行いたいという理由からシェヒターを問題視していた。動物保護協会は、1880年代初頭までは、新しく開発された屠殺器具の導入を通じて、間接的にシェヒターの禁止を試みたが、1880年代半ば以降は、事前の麻酔（殴打や射撃などによる）の義務付けを要求することで、積極的かつ実質的にシェヒターを禁止しようとした¹³。1886年4月に動物保護協会中央理事会は、連邦レベルでシェヒターを禁止しようと、内務省に全国での屠殺前の麻酔の義務付けを要求する請願書を提出した¹⁴。動物保護協会は、シェヒターをその準備行為も含め明らかな動物虐待であるとしたうえ、ユダヤ教の宗教行為ではないと主張した¹⁵。その一方で、地方協会はカントンレベルにおけるシェヒター禁止の要求も行っていった。ベルンとアールガウで屠殺前の麻酔が義務付けられ、シェヒター禁止が決定されたが、ユダヤ側が憲法違反であるとして連邦政府に対して陳情書を提出した。こ

れによりシェヒター禁止の執行は、1886年に中央理事会が提出した請願書に対して連邦政府が回答するまで保留されることになった。長期間の調査と審議の結果、1890年に連邦政府はシェヒターを宗教行為として認め、動物虐待ではないという見解を示した¹⁶。これを不服とした動物保護協会は、連邦憲法でシェヒター禁止を規定しようと、1891年に導入されたばかりの、連邦憲法改正のためのイニシアティブの提起を決定した¹⁷。

動物保護協会が提出した憲法改正案は、「放血する前に事前の麻酔なしに動物を屠殺することは、いかなる屠殺方法と動物種において例外なく禁止する」というもので、シェヒター禁止は明文化されていない。しかし、ユダヤ教が屠殺前の麻酔を禁じているため、事実上のシェヒター禁止を意味した。ベルン、チューリヒ、アールガウの各協会が集中的に署名活動を行い、国民投票実現に必要な5万のうち約4分の3の署名がこの3地域から集められた¹⁸。1893年8月20日の国民投票で、国民票では過半数を優に超える賛成が得られた一方で（賛成 191527、反対 127101）、カントン票では僅差の賛成多数という結果であった（賛成 11 と 1/2、反対 10 と 1/2）¹⁹。フランス語圏とイタリア語圏がそろって反対したのに対し、ドイツ語圏、特にプロテスタントのカントンを圧倒的に賛成した。シェヒター禁止運動の中心地であったアールガウ、ベルン、チューリヒでは、特に賛成率が高く、彼らのキャンペーンの影響力を示している。しかし投票前に各新聞が集中的にシェヒター問題を取り上げ、市民の関心が高かったにもかかわらず、投票率は50%以下と当時としては低い値にとどまった。この背景として、ドイツのビスマルクの政策との類似性から、「文化闘争」と呼ばれる抑圧策により宗教行為の制限を受けていたカトリック教会がシェヒター禁止を信教の自由の侵害だと捉え、有権者に対し反対するように呼びかけたものの、多くのカトリック教徒が宗教的なユダヤ嫌悪との狭間でジレンマに陥り投票行動に出なかったこと、また直接利害がないと捉えた有権者も積極的な投票行動に出なかったことが要因として考えられる。

2. スイス市民社会と動物保護協会

2.1 スイス市民社会と市民結社

19世紀に市民社会における社交の新しい形態として、啓蒙時代にその起源をもつ市民結社（アソシエーション）が誕生した²⁰。市民結社は19世紀を通じてより広い社会階層に開かれ、活動が多様化し、密度も濃くなり、19世紀末から20世紀初頭に全盛期を迎えた。こうした市民結社は読書やスポーツなどの目的を果す場としてだけではなく、そこに集う人びと（市民 Bürger）の間で意見交換、議論、討議がおこなわれ、その過程を通じて市民的公共圏の創出に貢献した²¹。しかし、19世紀前半では結社はまだ広い社会階層に開かれていなかった。このような社交の場への

参加は、19世紀前半までは「良い家柄」、資産、収入、教養などの基準によって決定され、貴族などの上流階級や教養市民層に限られていた。つまりこの時代の市民結社は、内部に対しては平等主義を謳っていたが、外部世界に対してはエリート主義的で、社会的な排他性をもっていたのである²²。また、この時代の結社は、階級的であるばかりか、女性や宗教的少数派（ユダヤ人）を排除している場合がほとんどであった。19世紀中葉以降、社会構造、産業構造の変化に伴い中間層が拡大すると、次第に多くの中間層が結社に参加するようになり、会員が増加した。それに伴い、結社内部の平等性が失われ、徐々に内部にヒエラルキーが生まれ、その組織が大きくなればなるほど、その傾向が強くなっていった。以下の動物保護協会の考察によって裏付けられるように、結社内の活動方針は、会員全員の討議によって決定されるのではなく、一部の選出された上層部によって決められるようになっていったのである。

スイスでは政治と行政の職業化が進まず、またその機能が強くないため、公的事案の多くが協会、団体、組合などの結社にゆだねられている²³。これらの組織は、文化的、宗教的、博愛的、公益的、愛国的、職業的など多種多様であり、国家や地方自治体が賄いきれない社会的機能を補完的に担っている。スイスには人口の割に多数の協会があり、19世紀末には、地方の小さな組織を除いても約3万の協会が設立されていた²⁴。特に1860年以降、協会の設立が相次ぎ、そのなかでも経済協会、職業協会、スポーツ協会の設立が顕著であった²⁵。多くの市民が複数の協会の会員となり、協会を通じた人的ネットワークは幾重にも重なりあっていた。19世紀末まで全国規模の政党が設立しないスイスでは、協会は市民と国家の仲介役としての社会的機能を果たしていた。さらに、協会は、異なる社会階層間の仲介役として、文化的、社会的社交生活において、伝統的市民層と商人・農民層などの中間層の間や、伝統的市民層と小市民層の間を結ぶ役割も担っていた。後段で詳しく考察するが、動物保護協会には伝統的市民層（上層市民層）と19世紀後半に勢力を拡大した中間層および小市民層（下層市民層）に属する人びとが会員となっていた。動物保護協会という場（実際に直接会う必要性はない）に本来社会生活上あまり接点がない上層市民層と下層市民層が集い、あるいは属することで、問題関心の共有や討議を通じて共通の認識、価値観、世界観がうまれたのである。

動物保護協会は、シェヒター禁止に反対する連邦政府の意に反し、イニシアティブという直接民主主義的な手段を用いてシェヒター禁止を実現させた。すなわち公的な議論や国家を巻き込むような事案が協会という自発的な組織においても提起されうることを示している²⁶。このシェヒター禁止の事例から協会組織の機能に関して以下の2点を確認することができる。まず、市民は、協会活動を通じて、社会で発生した問題あるいは解決すべきと感じた問題の解決のために、地方や連邦の政治に影響を及ぼすことができた。つまり協会は市民と国家の仲介役の機能を持っていた。次に協会組織は、単なる国家と市民の仲介役としての機能だけでなく、本来政党が

持つような社会における世論形成あるいは世論指導者としての機能も持っていたのである。

2.2. スイスにおける動物保護協会

19世紀になるとヨーロッパ各国で動物保護思想が広まり、動物保護協会が設立され、近代的な動物保護法が制定された²⁷。スイスでは、1840年代からの40年間でほぼ全てのカントンで刑法による動物保護が導入され、それと前後して各地に動物保護協会が設立された。1844年のベルンを始めとして、計17の動物保護協会が19世紀末までに設立され、その会員数は3000を超えた²⁸。設立当初は、多くの人が動物保護より人権擁護が優先されるべきと考え、動物保護思想は、「教養市民層のとっぴな思想」だとして、あまり広まらなかったが、19世紀末には文明化した民族の思想として浸透するようになった。

スイスの国家形態と同様、動物保護協会は基本的に各地域協会が独立した活動を行っていた。しかし、動物の鉄道輸送の問題など連邦レベルの対策が必要な事案に関しては、中央理事会の設立を通じて協力体制を構築し対応した。スイスの動物保護協会のうち特に活発に活動していたのは、ベルン、チューリヒ、アールガウの3協会であり、この3協会はシェヒター禁止運動でも推進的な役割を担った。以下では、各地域の社会的、政治的背景、ユダヤ人の状況を考慮に入れ、この3協会の設立の歴史的背景、会員の状況、主な取り組み課題、シェヒター問題とのかかわり方を中心に考察する。

2.2.1. ベルンの動物保護協会

ベルンは、1848年の連邦国家成立時に連邦内閣と連邦議会が設置されたことで事実上の首都となり、同時に行政・官庁の都市になった。しかし、カントン・ベルンでは重要な工業都市や商業都市は発展せず、19世紀はまだ多くの地域で農業や伝統的な経営が行われていた。

職業、資産、教養は社会的地位を決める基本的な基準だが、19世紀後半のスイスではいくつかのカントンで出自を基準とする身分制的な傾向がまだ残っていた。ベルンもその一つで、特にベルンでは社会的な格差が大きく、身分制の影響が19世紀を通じて長く続いていた。地方では大農と小農がはっきりとした対照をなしており、都市部では上流階級や一部の特権階級の市民（1809年から1910年にかけて人口に占める割合が20%弱から5%に減少）が1900年頃まで政治的、社会的な優位に立っていた²⁹。この特権的な階層は、資産市民層において継続して優勢を占めており、また教養市民層の約半分も彼らによって占められていた³⁰。それに対して、経済市民層は特権階級ではなく、19世紀に都市ベルンに移住した一族が占めていた³¹。

ベルンでは、スイスのユダヤ人の解放前から、フランス市民権をもつユダヤ人の定住が許可されていた。1846年のカントン憲法によって、自国で同等の権利を有するという留保付きで、ユダヤ人の定住の自由、営業の自由、信教の自由が保障されていたのである。1848年にベルン、1859年にビールにユダヤ・ゲマインデが設立されたが、どちらもアルザスユダヤ人によるもので、1866年以前はフランス市民権を持つアルザスユダヤ人以外のユダヤ人はベルンに存在しなかった³²。1860年に820人だったユダヤ人は、1888年には1195人に増加し、ベルンはスイスで2番目にユダヤ人が多いカントンになった。19世紀末のユダヤ人の増加の要因の一つとして、多くのユダヤ人のスイスの大学への留学があげられる。ベルン大学をはじめとするスイスの大学は、ロシアで大学教育の道を閉ざされたユダヤ人の入学を許可していたのである。

ベルンの動物保護協会は、1844年に「動物虐待に反対する協会」という名称で、牧師アダム・フリードリヒ・モルツ（在任期間：1844-1869年）によって設立された。設立当初の協会幹部は、獣医学教授、金利生活者、総合商社経営者、警察隊長、精肉業親方であった³³。動物虐待を取り締まる警察官が幹部会員であることは、動物保護協会が動物虐待の取り締まりに力を入れていることの表れであり、精肉業親方が幹部会員であることは、当時から屠殺が動物虐待と密接な関係にあるとの認識があったことを示している。

史料が残っていないため、1870年以前の会員数や会員の社会構成についての詳細は不明である。会員は、1872年に約300人³⁴、1881年に471人と増加し³⁵、1892年に約700人と19世紀で最も多くなったが³⁶、翌年には567人まで一気に減少した。退会の原因として、動物保護協会は、一部は会員の死亡によるもの、一部にはシェヒター問題をあげている³⁷。恐らくシェヒター禁止が憲法に規定されたことで、シェヒター問題が解決されたとみなした会員が、目的が果たされたとして退会したのではないだろうか。会員が増えないことに加え、都市部以外で支部の設立が思うように進まなかったことも動物保護協会の懸案事項の一つであった。当初、協会活動が主に都市で広がり、郊外ではまだ地歩を得ていなかったことに加え、多くの使役動物を用い、屠殺が身近に行われていた郊外では動物保護思想の普及が思うように進まなかったのである。

設立以来、動物保護協会は動物虐待規制条例の制定（1844年発布、1857年改定）と動物保護思想の普及に傾注していた。1879年に商業経営者で、急進的な反動物実験の提唱者であったアントン・フォン・シュタイガー＝ジョンドレヴァン（在任期間：1879-1883年）が会長に就任すると、屠殺問題とならんで動物保護協会の重要課題であった反動物実験が取り組みの柱となった³⁸。反動物実験運動の興隆の要因は、解剖学から生理学が独立した専門分野として確立され、それによる動物実験の増加である。フォン・シュタイガー＝ジョンドレヴァンは、動物実験の完全な禁止という個人の信条に基づき動物保護協会の方針を決定しようとした。しかし協会内には、

動物実験は科学の発展に不可欠だという意見があり、完全な禁止か制限にとどめるべきかで意見の対立が起こり、その対立は委員会委員の脱退にまで発展した³⁹。最終的に、別協会としてフォン・シュタイガー＝ジョンドレヴエンを会長とする「スイス反動物実験協会」が設立されることになった⁴⁰。

1880年に、動物保護協会で反動物実験協会の設立が決定されると、次の重点課題として新たな屠殺器具の導入に関連してシェヒター問題が俎上に載せられ、以後シェヒター問題が積極的に取り組まれるようになった。特に1883年から会長となる連邦粉薬管理局事務補佐官のアドリアン・シュトル医学博士（在任期間：1883－1888年）が、1881年にシェヒター禁止を訴える講演をしたことをきっかけに、動物保護協会はシェヒター禁止運動へと舵を切り始めた⁴¹。1882年9月、動物保護協会は屠殺用マスクの使用を例外なく義務付けることで、シェヒターを禁止しようと自治体に申請を行い、この申請は翌年3月、ゲマインデ議会で審議されたのち、カントン議会でも議論された⁴²。動物保護協会中央理事会がシェヒター禁止を重点課題に決定したのはその翌年の1884年である。

ベルンの動物保護協会の考察から以下の2点が指摘できるだろう。第一に、シェヒターと動物実験は動物保護協会の重点課題であったが、動物実験の完全な禁止に関しては、科学の進展を阻害するという見解の会員との対立を生み出したばかりでなく、動物実験を必要とする自然科学の先端的研究が連邦全体の課題でもあったため、合意を得ることが難しかった。その一方で、シェヒターはユダヤ人という宗教的少数派だけにかかわる問題で、その他の利害が発生せず、取組みやすいテーマであり、動物保護協会および動物保護思想を宣伝する格好のテーマであった。「ユダヤ人の屠殺」という興味を引くテーマは、人びとの関心を動物保護協会の活動へ向けることに多に貢献したのである。次に、ベルンの動物保護協会は、チューリヒやアールガウとは異なり会長交代を何度か経験し、そのたびに協会の活動方針が大きく転換している。動物保護協会の活動方針は会長の意向を強く受け、会員全員の合議によるものではなく、会長や一部の幹部会員により決定されていたのである。

2.2.2. チューリヒの動物保護協会

カントン・チューリヒはベルンと異なり、18世紀末から一部の地域で工業化が進み、19世紀後半には工業、商業、銀行の中心地となった。それに伴いチューリヒは19世紀後半に大幅な人口増加を経験した（特に1880年代から1890年代の増加が顕著。1850年：約25万人、1900年：約43万人）⁴³。ツンフト（都市商・手工業者の同業者組合）が力を持っていたチューリヒでは、門閥（富裕市民層）による特権階級的な傾向はほとんど見られず、指導的な階層は商業経営者であった。チューリヒは、19世紀後半に、特に民間鉄道会社やクレディ・スイス銀行の創設者アルフレート・エッシャーが代表するような政治的、経済的指導層のもとで、工業化の進んだ

近代的でリベラルなスイスの中心地となった。チューリヒは、商業、銀行・保険業、その他のサービス業の中心地である一方、20世紀初頭までは引き続き工業や小規模産業の重要な拠点でもあった。また、チューリヒ大学（1833年）やスイス連邦工科大学の前身の連邦高等工業学校（1855年）の相次ぐ設立によって、チューリヒはアカデミックの中心地としても発展した。このようなチューリヒの発展は多くの人を魅了し、スイス国内はいまでもなく国外からも多くの人びとが移住し、その中にユダヤ人も多数含まれていた。

ユダヤ人解放前の1860年、チューリヒのユダヤ人は162人で、ベルン（820人）、アールガウ（1538人）と比較すると非常に少数だったが、1888年には1349人にまで増加し、チューリヒはスイスで一番多くのユダヤ人を抱えるカントンとなった⁴⁴。カントン・チューリヒは、カントン憲法で1857年に営業の自由、1862年に定住の自由がそれぞれ保障されるまで、1826年の瑞仏通商条約に基づいたフランス市民権を持つユダヤ人を除き、様々な規制を課すことでユダヤ人を遠ざけようとしていた⁴⁵。

1860年代、1870年代にチューリヒに移住したユダヤ人は、アールガウやアレマン地域、ドイツの大都市、ディジョンやリヨンなどのフランス東部、ハプスブルク帝国の大きく4つの地域の出身者であった⁴⁶。19世紀末からガリチア、ロシア、ルーマニアなどのいわゆる東方ユダヤ人がスイス、特にチューリヒに移住を始め、彼らの移住は第一次大戦まで増え続け、チューリヒには大きな東方ユダヤ人居住地が成立した⁴⁷。どの時点で何人の東方ユダヤ人がチューリヒに居住していたかという正確な記録は残っていないが、1876年に最初の東方ユダヤ人家族が移住し、19世紀末までに112家族の移住が記録されている⁴⁸。この数をもとに、ユダヤ人の平均的な家族人数を6人から8人と仮定すると、世紀末までにチューリヒに移住した東方ユダヤ人は700人から900人（チューリヒのユダヤ人全体の約3割）ではないかと推定できる。このようにチューリヒのユダヤ人の特徴は、東欧出身のユダヤ人が比較的多い点である。

ツヴィングリによって宗教改革が行われたチューリヒでは、信教の自由は自明のものと考えられており、ユダヤ人の移住が始まった18世紀末も、より人権に重点を置く新憲法が發布された1831年以降も、ユダヤ人の信教の自由が問題となることはなく、宗教に基づくユダヤ人嫌悪はなかったとされている⁴⁹。しかし、チューリヒは、19世紀後半の急激なユダヤ人、特に19世紀末以降の東方ユダヤ人の増加、経済危機、第一次大戦を通じて、他のカントンに類を見ないユダヤ人、特に東方ユダヤ人に対する厳格な定住及び帰化制限政策を行うようになるのである⁵⁰。

チューリヒの動物保護協会は、1856年に「動物虐待に反対する協会」という名称で、牧師フリップ・ハインリヒ・ヴォルフ（在任期間：1856-1900年）により設立された。ヴォルフは、チューリヒの動物保護協会の会長の他、ドイツ語圏スイス動物保護協会の代表（のちの中央理事会理事）、チューリヒの船舶組合頭やカントン議員も長年務め、社会や政治に影響力を持つ人物であった。ヴォルフの社会的地位と

交友関係の特徴は、協会創設メンバーの構成（カントン議員、元カントン評議員、牧師（3名）、博士をもつ男性）にも表れている⁵¹。チューリヒの協会はカントンを超えた活動を積極的に行っており、ドイツ語圏向けの機関紙「スイス動物保護新聞」（1864-1884年）も発行していた。ヴォルフはまたミュンヘンの動物保護協会とも友好的な関係にあり、スイス代表として国際動物保護会議にたびたび参加していた。このようにチューリヒの動物保護協会は地方協会としてだけでなく、中央組織、さらに国の代表として、スイスの動物保護協会の中心的協会であった。

チューリヒの動物保護協会は、協会設立の目標として、動物虐待撲滅と動物保護思想拡大を掲げ、設立当初は動物虐待に関する法律の制定（1857年7月2日公布）と、特に青少年に対する啓蒙活動に力をいれていた。チューリヒをはじめ動物保護協会は、動物虐待撲滅を効果的に進めるために、動物虐待を取り締まる警察官や動物を正當に扱う人に対し報奨金を授与するという直接的な方法もとっていた⁵²。このような取り組みにもかかわらず、ベルン同様チューリヒでも動物保護思想はすぐには広まらず、会員が増えないことが協会の悩みであった。当初約300人だった会員は⁵³、1878年に712人まで増加するも⁵⁴、1894年には再び461人に減少している⁵⁵。動物保護協会は、会員が増加しないのは、人びとの動物保護に対する認識の低さではなく、過剰な協会の設立が原因だとしている⁵⁶。

ヴォルフは、当初からチューリヒのみならず全国に動物保護思想を広めたいと考え、そのためには相互に連携した活動や中央組織の設立が不可欠であると考えていた。1861年、チューリヒで、中央組織の設立に向けた各地域の動物保護協会が集う初会合がヴォルフの呼びかけにより開催された。その後、チューリヒが中心となり2年に一度各地で会合が開かれるようになり、最終的に1885年にドイツ語圏動物保護協会中央理事会が設立され、理事にヴォルフ、副理事にアールガウの会長ケラー＝イエツギが就任した。中央理事会は、シェヒター問題や動物の鉄道輸送問題など、連邦レベルで取り組むべき課題に対応するために必要な組織だった。当初フランス語圏の動物保護協会も全国会議に出席していたが、1880年代初頭にフランス語圏の中央理事会が設立され、ドイツ語圏とフランス語圏の動物保護協会は、連携するものの基本的に別々に活動することになった⁵⁷。

チューリヒの動物保護協会は、設立当初から、可能な限り痛みの少ない屠殺方法の開発が不可欠であると考えていた。1850年代末から1860年代のユダヤ人の増加に伴い、屠殺場でシェヒターが頻繁に行われるようになると、これに対してシェヒターは動物虐待であり、禁止すべきだという苦情が動物保護協会に寄せられるようになった。これを受けて動物保護協会は、警察にシェヒターの禁止を要請したが、警察は、シェヒターは動物虐待ではないとする自ら依頼した専門家の鑑定に基づき、その申請を却下した⁵⁸。チューリヒの動物保護協会は、この鑑定を受け入れ、新しい屠殺器具の開発とその導入に関連してシェヒター問題に取り組む1880年代まで、ほとんどシェヒター問題を扱っていない。チューリヒの動物保護協会の特徴は、中央

理事会の理事としてヴォルフがシェヒター禁止運動に深くかかわる一方で、ベルンやアールガウと異なり、カントンレベルでシェヒター禁止への働きかけを行わなかった点である。

2.2.3. アールガウの動物保護協会

カントン・アールガウは、1803年に設置された比較的新しいカントンで、ベルン、チューリヒ、フライアムター、パーデン伯爵侯によるかつての共同支配地が統合された、政治的、経済的、宗教的にも異なる地域によって構成されていた。そのため特権階級が存続することが難しく、ヘルベティア共和国成立時に貫徹されたすべての特権の廃止が、復古時代も復活することなく継続された。カントン・アールガウの経済的発展は、以前に帰属していた地域の影響を大きく受け、都市ベルンの支配地域では早い段階で工業発展していたが、その他の小都市では家内労働にとどまり、それ以外の地域ではほとんど農業しか行われていなかった。そのため19世紀後半に人口の約4分の3が土地や資産を持たない小農や手工業者であった。

前述のように、アールガウにはユダヤ人村があったことから、唯一土着のユダヤ人が存在しており、これが他の地域との大きな違いであった。そのためユダヤ人解放は、その他の地域ではフランスをはじめとする諸外国との通商上の外交問題であったのに対し、実際に土着のユダヤ人を抱えるアールガウでは解決すべき国内問題であった。ユダヤ人解放後、アールガウではユダヤ人の多くが都市へ移住し、1860年に1538人だったユダヤ人は、1888年には1051人まで減少している⁵⁹。それでもアールガウは、1890年頃はまだチューリヒ、ベルン、バーゼルに続き第4番目にユダヤ人が多く居住するカントンであった。

アールガウの動物保護協会は、1869年にアールガウ農業協会の一部局として設立され、初代会長にカントン営林監督官のヴィートリスバッハ、副会長に大学教授のミュールベルクが就任した⁶⁰。設立当初234人だった会員は、他の2協会と異なり、農業協会の組織網を背景に、一年後には729人に増加し、53の自治体にまで広がった⁶¹。

アールガウの動物保護協会がシェヒター問題に積極的に取り組むようになったのは、アンドレアス・ケラー＝イエッギ（在任期間：1879－1898年）の会長就任以降であった。ケラー＝イエッギは地区管理官、州立病院管財人、スイス家財保険会社（アールガウ）の主要代理店、カントン議員などを歴任する社会的地位の高い人物で、ドイツ語圏動物保護協会中央理事会では副理事を務めた⁶²。ケラー＝イエッギは熱心なシェヒター禁止推進者で、各地でシェヒターに関する講演会を頻繁に開くと同時に、シェヒターに関する出版物も多数発行し、シェヒター禁止のイニシアティブの推進役として中心的な役割を担った。

ケラー＝イエッギは会長就任直後、中央組織に対して連邦レベルでのシェヒター

の禁止を提案したが、当時中央組織は動物実験により大きな関心を持っており、提案は受け入れられなかった⁶³。アールガウでは、法律で屠殺前の麻酔（殴打による）が義務付けられていたが、レングナウとエンディングンのいわゆるユダヤ村だけは例外的に麻酔なしの屠殺、つまりシェヒターが許可されていた。ユダヤ人解放後、ユダヤ村以外にもユダヤ人が居住するようになり、この例外法が拡大解釈され、レングナウとエンディングン以外でもシェヒターが行われるようになった。これに対して、動物保護協会は、法律違反だとし、指定地域以外でシェヒターを禁止するため、カントン全域でのシェヒター禁止を求める申請を1886年にカントン議会に行った⁶⁴。このようにケラー＝イエグギを中心としてアールガウの協会は、カントンレベルと連邦レベルで一連のシェヒター禁止運動を展開していった。

アールガウの協会はその会員の多さとケラー＝イエグギの中央理事会副理事就任により、ドイツ語圏動物保護協会の中心的な存在になった。同協会が1887年にチューリヒから機関紙（同時に「スイス動物保護新聞」から「動物の友」に名称が変更された）の発行を引き継いだこともそれを裏付けている。アールガウの動物保護協会の特徴は、前身組織であった農業協会のネットワークを利用し、設立直後に組織が拡大し、会員数が増加した点である。また、アールガウでも会長ケラー＝イエグギの影響力は絶大で、協会の活動方針は会長の意向が強く反映されたものであった。

3. 動物保護協会会員の社会構成とその比較

3.1. 動物保護協会会員の社会階層分析

前章ではシェヒター禁止運動の推進役であったベルン、チューリヒ、アールガウの各協会の設立の経緯、重点課題、特に協会活動に影響力をもった会長について考察し、各協会の地域性や会長の意向に起因する活動方針の差異を明らかにした。本章では各協会にどのような社会階層グループが属していたのかを明らかにするために、会員分析（社会階層分析）を、年次報告の名簿上の職業をもとに行う⁶⁵。会員名簿という史料の性格上、職業申告がないケースも多く、また自営業か給与所得者の区別もなく、さらに納税額等の収入に関する情報もないため厳密な分析は難しい。しかし、職業を基準とした5つの階層概念を使用することで一定の像を示すことは可能である。すなわち、職業を①貴族、②上層市民層（経済市民層、教養市民層、高位の官公吏）、③下層市民層（旧中間層、新中間層、その他中間層）、④下層（下位の官公吏・一般職員、労働者、手工業者、被雇用サービス業者、農業労働者・兵士・身障者）、⑤その他（一般：寡婦・学生・年金生活者、名誉職）の5つに分類し、これに基づき分析する⁶⁶。この分析を、シェヒター禁止運動がそれほど活発でない1860年代から1870年代とシェヒター禁止運動が最も盛んとなる1890年代の2つの

時期について行い、動物保護協会運動の主体像と19世紀後半の会員の社会構成およびその変容を明らかにし、3協会の比較を通して会員の社会構成の類似性と差異について考察する。

分析結果を表1に示した。職業申告がない会員の割合がかなり高く、ここには女性会員が多数含まれている。まず年代の比較を見ると、地域によって割合に違いがあるものの、19世紀後半の社会における中間層（下層市民層）の拡大が協会会員の社会構成にも反映しており、19世紀末にはより広い市民層が会員になっている。しかしながら労働者や小農といった下層の割合は1890年代でもかなり低く、動物保護協会はすべての人に開かれた協会を標榜していたが、ほぼ市民層に限られた協会であったといえよう。地域差に目を向けると、ベルンでは1871年、1893年とも下層市民層（29.4%、39.5%）が最大グループを形成しているのに対し、チューリヒでは1860年、1894年とも上層市民層（41.8%、44.5%）の割合が一番高く、アールガウでは1870年時点では、上層市民層（38.1%）の割合が一番高かったが、1892年では下層市民層（48.8%）の割合が突出して高くなっている。

表1: 動物保護協会会員の職業による社会階層分析①

単位: 人

	ベルン				チューリヒ				アールガウ			
	1871年		1893年		1860年		1894年		1870年		1892年	
	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合
貴族	0	0	0	0	0	0	1	0.2%	0	0	0	0
上層市民層	83	22.6%	125	22.0%	114	41.8%	205	44.5%	278	38.1%	858	30.6%
下層市民層	108	29.4%	224	39.5%	23	8.4%	82	17.8%	200	27.4%	1368	48.8%
下層	9	2.5%	12	2.1%	1	0.4%	5	1.1%	20	2.7%	112	4.0%
その他	6	1.6%	19	3.4%	0	0.0%	1	0.2%	17	2.3%	69	2.5%
不明	161	43.9%	187	33.0%	135	49.5%	167	36.2%	214	29.4%	399	14.2%
合計	367	100%	567	100%	273	100%	461	100%	729	100%	2806	100%

1890年代の会員の社会構成をもう少し細かい職業分類で考察し、より具体的な会員像を示すと（表2参照）、ベルンでは下層市民層が最大グループを形成（39.5%）しており、その中でも最大グループは新中間層の16%で、1871年と比較すると会員数で5倍、割合では約3倍にも増加している。それに拮抗しているのが旧中間層の15.5%、次に教養市民層の10.1%が続いている。これに対して、チューリヒでは教養市民層の割合が特に高く20%を占め、この割合は1860年からほぼ変化していない。それに続くグループは高位の官公吏（14.8%）、そして経済市民層（9.8%）である。チューリヒでは社会的には中間層が拡大しつつも、協会では伝統的な市民層（上層市民層）の勢力が衰えず、会員数が他の2協会と比べ少ないのは中間層を取り込めなかったことに原因があるといえるだろう。アールガウでは新中間層の割合が一番高く（22.4%）、高位の官公吏（16.4%）と旧中間層（15.9%）が拮抗してそれに続いている。チューリヒとは異なり、アールガウではすでに1870年代から新中間層

の割合がかなり高かったが、1890年代にさらにより広範な中間層が会員になっている。経済市民層や教養市民層の数も増えているが、中間層の増加の割合の方が高く、それに伴い、当時の一般社会の社会構成と同様に、上層市民層の割合が低くなっているのが特徴的である。

表2: 動物保護協会会員の職業による社会階層分析②

単位: 人

		ベルン				チューリヒ				アールガウ			
		1871年		1893年		1860年		1894年		1870年		1892年	
		会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合	会員数	割合
貴族	騎士	0	0	0	0	0	0	1	0.2%	0	0	0	0
上層市民層	経済市民層	10	2.7%	37	6.5%	6	2.2%	45	9.8%	57	7.8%	139	5.0%
	教養市民層	48	13.1%	57	10.1%	56	20.5%	92	20.0%	122	16.7%	259	9.2%
	高位の官公吏	25	6.8%	31	5.5%	52	19.0%	68	14.8%	99	13.6%	460	16.4%
下層市民層	旧中間層	61	16.6%	88	15.5%	5	1.8%	16	3.5%	52	7.1%	445	15.9%
	新中間層	18	4.9%	91	16.0%	13	4.8%	42	9.1%	104	14.3%	629	22.4%
	その他中間層	29	7.9%	45	7.9%	5	1.8%	24	5.2%	44	6.0%	294	10.5%
下層	下位の官公吏・一般職員	8	2.2%	8	1.4%	0	0.0%	4	0.9%	13	1.8%	67	2.4%
	労働者	0	0.0%	2	0.4%	1	0.4%	1	0.2%	7	1.0%	23	0.8%
	手工業者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
	被雇用サービス業	1	0.3%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	0.3%
	農業労働者・兵士・身障者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	0.4%
	その他	6	1.6%	19	3.4%	0	0.0%	1	0.2%	17	2.3%	30	1.1%
その他	法人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	39	1.4%
	不明	161	43.9%	187	33.0%	135	49.5%	167	36.2%	214	29.4%	399	14.2%
合計		367	100%	567	100%	273	100%	461	100%	729	100%	2806	100%

更に詳細に1890年代の各協会の会員分析を見てみると、ベルンでは、上位3位の職業グループが手工業者（7.9%）、商人（7.4%）、中位の官公吏（6.3%）で、すべて下層市民層に属する職業グループだが、10%を超える圧倒的な職業グループが存在しないのがベルンの特徴である。また、動物保護思想の伝道者として理想的だとされた牧師（高位の教会職員）が会員数でも割合としても他の2協会に比べ少ないのも特徴的である。チューリヒにおける上位3位の職業グループは、自由業者（9.3%）、牧師（5.4%）、手工業者（5.2%）と上層市民層の中でも特に自由業者の割合が高く、これは他の2協会にはない傾向である。また牧師の割合が高いのもチューリヒの特徴である。これらは、長期間会長を務めたヴォルフの交友関係と関係があると推測できる。アールガウでは、公吏（11.7%）、教師（11.2%）、手工業者（10.5%）と、下層市民層の中でも公吏と教師の割合が高く、これはアールガウが動物保護思想の普及のために行政と教育機関の連携体制を上手に構築したことを示すものであり、その結果スイスで一番多くの会員を有する動物保護協会に発展したのである。また、アールガウでは他の2協会とは異なり少数ではあるが労働者と小農の割合が比較的高く、アールガウの協会がより下層に開かれた協会であったことを示している。

分析結果から3協会の会員の社会構成における共通点を3つ挙げるができるだろう。第一に、教師の数が、ベルン(0.8%→4.4%)、チューリヒ(1.8%→4.1%)、アールガウ(9.6%→11.2%)と、割合と増加率に差はあるものの、それぞれ伸びている点である。これは動物保護思想の啓蒙対象が主に青少年に置かれ、教師はそのための勧誘の対象であり、また、イニシアティブ成立のための署名活動で教師は中心的な役割も担っていたからである⁶⁷。

次に動物保護協会では比較的多くの高位の公吏(チューリヒ、ベルン)や中位の官公吏(ベルン、アールガウ)が会員であったことである。このことから動物保護協会が特に地方行政とのパイプを持ち、地方政治に影響力を行使することが可能であったと推測できる。さらにチューリヒでは国民議員(国会議員)の会員も多く、彼らを通して連邦行政にもアクセスがすることができたのである。このような連邦または自治体行政に携わる会員の存在が、動物保護協会の動物保護に関する規制や法令の制定への関与を容易にし、これにより協会は国家や自治体の役割の一部を引き受けることが可能となったのである。つまり、連邦や自治体がおこなう事案を協会が補完的に行う協会の機能は、このような人的な繋がりにより可能であったといえるだろう。

最後に、手工業者が1860年のチューリヒを除き、会員の中で比較的高い割合を常に占めていた点である。手工業者は、1830/31年の自由主義運動や、その後のよりラディカルな改革を求めた急進派の運動など、常に政治的な変革運動の支持者であった⁶⁸。1870年代には、1860年代から顕在化した社会問題の解決を求め、ブルジョワ「中産階級」と彼らを支える政治的エリートの権力や影響力を制限しようとする民主化運動の担い手の一つが手工業者であった。そしてこの民主化運動を通して、手工業者をはじめとする中間層、小市民層や農民層、一部には労働者層の社会的・政治的影響力が増し、彼らはかなりの程度で市民社会へ統合されていったのである⁶⁹。市民社会の産物としての協会(動物保護協会)において、手工業者が中心的なグループの一つであったことは、彼らの市民社会への統合を裏付けるものであり、また彼らは政治的な活動だけでなく、動物保護という市民的活動においても中心的な存在であったといえよう。

3.2. 動物保護協会における女性

1860年代から1870年代において、動物保護協会には全体の約16%~22%の女性会員がおり、19世紀後半にまだ女性を締め出していた協会が多数あったことを考えれば、比較的多くの女性会員がいたといえる(表3参照)。チューリヒとアールガウの動物保護協会設立のきっかけは、動物虐待に心を痛めた女性の訴えであったし、動物保護は博愛主義につながる思想のため、女性が比較的関心を持ちやすく、参加しやすい協会であったが、当時女性には市民権がなく、協会内でも消極的な存在

であった。1890年代を見てみると、女性の会員数は、ベルンでは1870年代から約2倍に増加しているのに対し、チューリヒとアールガウでは会員数の変化はほぼないもののその割合は大きく減っている。一般的には下層市民層が社会的地位を獲得し、動物保護協会でも彼らの会員数が伸びた一方、女性がチューリヒとアールガウで増加しなかったのは、下層市民層の女性の入会が少なかったのではないかと推測できる。職業申告があった女性会員の数は少数で、そのほとんどが教師で、大半は上層市民層の主婦や寡婦であった。

表3: 動物保護協会における女性

単位: 人

	ベルン			チューリヒ		アールガウ	
	1871年	1882年	1893年	1860年	1894年	1870年	1892年
総会員数	367	471	567	273	461	729	2,806
女性会員数	71	132	149	59	53	115	114
女性の割合	19.3%	28.0%	26.3%	21.6%	11.5%	15.8%	4.1%

3.3 スイス社会における動物保護協会

最後に、動物保護協会のスイス社会における位置付けをするため、スイス全体の社会構成と動物保護協会の社会構成を比較する。1900年頃のスイスの就業者における社会階層(表4参照)は、上層市民層4.9%、下層市民層32.2%、下層62.8%から構成されている。この割合を3協会の1890年代の平均、上層市民層31%、下層市民層44%、下層3.4%と比較すると、動物保護協会は市民層、特に社会全体と比較すると上層市民層の割合が高い協会で、当時社会の60%以上を占めていた下層がほとんど存在しない協会であった。動物保護協会は会費を低く設定するなど入会しやすい環境を作ったが、19世紀末の段階では下層に属する人びとを取り込むことができていない。彼らは動物保護よりもスポーツや労働組合など実益を伴う協会にまず入会したのではないかと考えられるだろう。

表4: 就業者におけるスイスの社会構成 1900年頃⁷⁰

単位: 人

	就業者数	割合
上層市民層	78,450	4.9%
下層市民層	511,055	32.2%
下層	995,563	62.8%
合計	1,585,068	100.0%

終わりに

19世紀半ばからユダヤ人の存在、解放、増加などを背景として、散発的、地域的に行われたシェヒター禁止運動は、1880年代後半にドイツ語圏動物保護協会により、全国規模で展開され、シェヒター禁止は、イニシアティブという直接民主主義的な手段によってその是非が問われた。1893年の国民投票においてシェヒター禁止が可決され、最終的にその禁止が連邦憲法に規定された。シェヒター禁止運動の中心的存在であったベルン、チューリヒ、アールガウの動物保護協会は、地域によって多少の差異はあるものの、広義の市民層によって構成された協会であった。1860年代以降の民主化運動の影響もあり、動物保護協会においても中間層（下層市民層）、特に新中間層の勢力が強くなったが、当時のスイス社会の60%以上を占める下層に属する人びとの入会はほとんどみられない。しかし、一口に市民層といってもその内部は多様で、経済市民層から手工業者まで広範な市民層が動物保護協会の会員であった。本来なら接点がない階層が動物保護協会という場を通して接点を持つことが可能となったのである。

広範な市民層が会員であった動物保護協会ではあるが、協会内にはヒエラルキーが存在し、上層市民層に属する会長や一部の幹部会員の影響力は大きく、協会の活動方針は会長をはじめとする上層部によって決定されていた。つまり、シェヒター禁止運動は、地方都市のエリートに属する市民を中心として展開され、推進されていた。地方の政治や社会に影響を持つエリートたちは、互いに協力しあい、新しく手に入れたばかりのイニシアティブという手段を使い、シェヒター禁止を連邦憲法で規定するという国家的な事案にまで影響を及ぼしたのである。

動物保護協会は、動物保護が活動目的であったため、表向きは社交の場としての機能を持っていない。しかし、動物保護という共通の目的、特にシェヒター禁止という共通の目標を持った、本来は社会生活上多くの接点を持たない広義の市民層に属する会員同士が実際のコミュニケーションや議論を通じ、あるいは機関紙を通じて価値観や世界観を共有し、連帯感を深めていったのである。スイスではカントンの独立性が高くカントンを超えたつながりが成立しにくいと言われているが、シェヒターという彼らがいうところの「スイス文化とは相容れない文化」を排除するという共通の目的のもとに各地域の会員が交流を持ったのである。この意味において動物保護協会にもカントンを超えたナショナルな連帯感を強める機能があったと言えるだろう。動物保護協会は決してナショナリズム運動が目的の協会ではない。しかし、19世紀後半、近隣諸国での相次ぐ国民国家の成立に対する危機感、外国人、特に外国人労働者の増加による自国文化の消滅への危機感、経済危機をきっかけとする保守化傾向、カトリック保守との政治的な和解を通じた伝統回帰などの社会情勢を背景に、動物保護協会の運動も意図せずしてナショナルな傾向を帯びていたのである。

¹ シェヒターとはタルムード（ユダヤ教の聖典）に基づいた屠殺方法。ユダヤ教では、血の摂取が禁じられているため（旧約聖書：創設記 9、レビ記 17「血の摂取の禁止」）、食肉の完全な血抜きが義務付けられている。このため、事前の麻酔なしに、鋭利なナイフで動物の気管と食道を一気に切り裂き同時に動脈切断し、瞬時に動物の意識を失わせる屠殺方法がとられている。この屠殺方法はイスラム教でも行われているが、19 世紀スイスではほとんどイスラム教徒がいなかったため、本稿ではユダヤ教の屠殺方法・シェヒターのみを扱う。

² 法学研究（単著のみ）：Dany Rothschild, Das Schächtverbot der Bundesverfassung, Zürich 1955, Sibllye Horanyi, Das Schächtverbot zwischen Tierschutz und Religionsfreiheit, Eine Güterabwägung und interdisziplinäre Darstellung von Lösungsansätzen, Basel, Genf, München 2004. 日本での研究では、青木人志『動物保護法の比較法文化 動物保護法の日欧比較』（有斐閣、2002 年）165-178 頁でシェヒター禁止が動物保護法の観点から扱われている。歴史学研究：Friedrich Traugott Külling, Antisemitismus bei uns überall?, Zürich 1978; Pascal Krauthammer, Das Schächtverbot in der Schweiz 1854-2000. Die Schächtfrage zwischen Tierschutz, Politik und Fremdenfeindlichkeit, Zürich 2000; Beatrix Mesmer, Das Schächtverbot von 1893, In: Aram Mattioli (Hg.), Antisemitismus in der Schweiz 1848-1960, Zürich 1998, S. 215-239 など。

³ Horanyi は動物保護法で規定されている、ほ乳動物に対する無条件の麻酔義務は信教の自由を不均衡に侵害するものではないという見解を示している。Horanyi, Das Schächtverbot, S. 293.

⁴ Mesmer, Das Schächtverbot, S. 234.

⁵ Hannah Arendt, The Origins of Totalitarianism, New York 1968, S. 7., ハナ・アーレント『全体主義の起源 I 反ユダヤ主義』（2006 年、みすず書房）、8 頁。

⁶ Külling, Antisemitismus, S. 287. キュリングはドイツの動物保護協会とスイスの動物保護協会すらはっきり区別せず扱っている。Pascal Krauthammer, Das Schächtverbot in der Schweiz, Zürich 2000, S. 26-28.

⁷ 本稿では、ユダヤ人とはユダヤ教徒およびユダヤ共同体に属するものとする。

⁸ 川崎重紀子「スイスのユダヤ人解放をめぐる」黒澤隆文編訳『中立国スイスとナチズム 第二次大戦と歴史認識』（2010 年、京都大学学術出版会）、595 頁。

⁹ 1850 年の主なカントンのユダヤ人数：アールガウ：1562 人、ベルン：488 人、ヴォー：388 人、ヌシャテル：231 人、ジュネーヴ：170 人、都市バーゼル：107 人、チューリヒ：80 人。Heiner Ritzmann-Blickenstorfer, Historische Statistik der Schweiz, Zürich 1996, S. 154-155.

¹⁰ Ebenda, S. 154-155. しかし人口に占めるユダヤ人の割合は 0.3%と低い。

¹¹ その他のカントンのユダヤ人数：都市バーゼル：1086 人、ヌシャテル：740 人、ジュネーヴ：701 人。Ebenda, S. 154-155. バーゼルの動物保護協会は 1897 年まで「善良な人と公益に奉仕する人を支援する協会」の一部局として活動を行っており、独立した協会ではなかった。バーゼルの会員であった獣医ジークムント（屠場長）は新しい屠殺器具の発明者であり、シェヒターの残虐性について多くの講演を行い、シェヒター禁止を積極的に訴えたが、バーゼルの動物保護協会としては、シェヒターは禁止したいが、ユダヤ人との関係悪化を危惧して（バーゼルには多くのアルザス・ユダヤ人が居住していた）、積極的にシェヒター禁止運動は行わなかった。Ph. Schmidt, 125 Jahre Tierschutz in Basel. Festschrift zum Jubiläum des Basler Tierschutzvereins, Basel 1973, S. 22. しかし都市バーゼルでは国民投票で、投票率 33.8%と低いものの、76.7%の投票者がシェヒター禁止に賛成した。

¹² Ritzmann-Blickenstorfer, Historische Statistik, S. 154-155.

¹³ 1870 年初頭にパリの屠場長のブリュノによって開発された屠殺器具や、1870 年代中頃にバーゼルの屠場長のジークムントによって開発された屠殺器具の使用を義務付けることで、間接的にシェヒター禁止が試みられた。Sechzehnter bis achtzehnter Jahresbericht des Züricherischen Vereins zum Schutz der Thiere 1. Januar 1872 bis 31. Dezember 1874 (JBZH 72/74), Zürich 1874, S. 5, B. Siegmund, Siegmund's Schuss-Schlachtparallele für Großvieh und Pferde, Basel ohne Angabe vom Datum, S. 1.

¹⁴ Eingabe des Centralvorstandes der Schweiz. Thierschutzvereine betreffend das Schächten an das Eidgen. Department des Innern in Bern, Aarau 1886, S. 6.

¹⁵ Summarischer Bericht über die Tätigkeit des Central-Vorstandes der deutsch-schweizerischen Thierschutzvereine, Juni 1885 bis 31. Dezember 1890, S. 11.

¹⁶ Bundesratsbeschluss über 1) den Rekurs der israelitischen Ortsbürgergemeinden Neu-Endingen und Neu-Lengnau und der israelitischen Kultusgemeinden Baden und Bremgarten im Kanton Aargau gegen die

Maßnahmen der aargauischen Staatsbehörden, betreffend die Art der Tödtung der Schlachtthiere (Schächtverbot) ; 2) die Petition der Israeliten in der Schweiz vom 25. Mai und 4. Juni 1888 in der Schächtangelegenheit ; 3) den Rekurs der israelitischen Kultusvereine des Kantons Bern gegen Art. 13 der bernischen Regierungsverordnung vom Vieh und über den Fleischverkauf, Schweizerisches Bundesblatt, Band 1, Heft 12, 1890, S. 639-663.

¹⁷ Thierfreund, Juli/August 1891, S. 31.

¹⁸ Bericht des Bundesrates an die hohe schweizerische Bundesversammlung, betreffend das die Aufnahme des Schächtverbotes in die Bundesverfassung bezweckende Initiativbegehren vom 1. November 1892, Schweizerisches Bundesblatt, 1892 Band 4, Heft 46, S. 762-763.

¹⁹ Schweizerisches Bundesblatt, Jahrgang 45, Nr. 44, 18. Oktober 1893. スイスのイニシアティブの承認には、国民（投票者）とカントン（各カントンが1票を有する。ただし準カントンは0.5票）の過半数の賛成が必要（いわゆる「二重の承認 Doppel „Ja“」）。

²⁰ 本稿では、結社とは自発的に設立された組織で、自発的に加入し、自力で維持・運営をする人間集団によって組織される団体を指す。協会はその一形態である。

²¹ ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄・山田正行訳）『第2版 公共性の構造転換』（未来社、2004年）iv頁。

²² Stefan-Ludwig Hoffmann, *Geselligkeit und Demokratie, Vereine und zivile Gesellschaft im transnationalen Vergleich 1750-1914*, Göttingen 2003, S. 43-44.

²³ Hans Ulrich Jost, *Zur Geschichte des Vereinswesens in der Schweiz*, in: Paul Hugger (Hg.), *Handbuch der schweizerischen Volkskultur*, Zürich 1992, S. 467.

²⁴ Ebenda, S. 468. 19世紀末のスイスの人口は約330万人。

²⁵ Ebenda, S. 469.

²⁶ Hans Ulrich Jost, *Künstlergesellschaft und Kunstvereine in der Zeit der Restauration. Ein Beispiel der sozio-politischen Funktion des Vereinswesens im Aufbau der bürgerlichen Öffentlichkeit*, in: Nicolai Bernard / Quirinus Reichen (Hg.), *Gesellschaft und Gesellschaften: Festschrift zum 65. Geburtstag von Professor Dr. Ulrich Im Hof*, Bern 1982, S. 343.

²⁷ イギリス：1822年動物保護法（マーティン法）制定、1824年動物虐待防止協会（SPCA）設立。フランス：1846年動物保護協会設立（パリ）、1850年動物虐待規定（グラモン法）制定。ドイツ：1837年動物保護法制定（ザクセン）、1837年動物保護協会設立（シュトゥットガルト）、1871年ドイツ帝国刑法典（RStGB）の中に動物虐待罪規定。

²⁸ 1849年バーゼル、1856年チューリヒ、1861年ローザンヌ、1863年トゥールガウ、1866年ルツェルン、1868年ジュネーヴ、1869年アールガウなどに動物保護協会が設立された。

²⁹ Cristian Lüthi, *Historischer Lexikon der Schweiz*, <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D7383-3-31-php> (2012年7月5日取得)

³⁰ Albert Tanner, *Arbeitsame Patrioten-wohlanständigen Damen, Bürgertum und Bürgerlichkeit in der Schweiz 1830-1914*, Zürich 1995, S. 133.

³¹ Ebenda, S. 130-131.

³² Emil Dreifuss, *Juden in Bern, ein Gang durch die Jahrhunderte*, Bern 1983, S. 24.

³³ Christian Lerach, *Aus der Geschichte des bernischen Tierschutzvereins*, in: *Tierschutzverein Bern* (Hg.) 100 Jahre Tierschutzverein Bern, 1843-1943, Bern 1943, S. 16.

³⁴ Thierschutz-Verein in Bern, *Jahresbericht über 1871* (JBBN 1871), Bern 1872, S. 15.

³⁵ Jahresbericht des Thierschutzvereins in Bern pro 1880 (JBBN 1880), Bern 1881, S. 4.

³⁶ Jahresbericht des Thierschutzvereins in Bern pro 1891 (JBBN 1891), Bern 1892, S. 28.

³⁷ Jahresbericht des Thierschutzvereins in Bern pro 1892 (JBBN 1892), Bern 1893, S. 16.

³⁸ Jahresbericht des bernischen Thierschutz-Vereins pro 1878 (JBBN 1878), Bern 1879, S. 10-11.

³⁹ Roland Neff, *Der Streit um den wissenschaftlichen Tierversuch in der Schweiz des 19. Jahrhunderts*, Basel 1989, S. 11.

⁴⁰ 1883年の反動物実験協会設立直後、フォン・シュタイガー＝ジョンドレヴァンが急逝し、その活動はすぐ停止した。Ebenda, S. 16. 1888年に反動物実験協会を動物保護協会が吸収合併することが決定された。Jahresbericht des Thierschutzvereins in Bern pro 1888 (JBBE 1888), Bern 1889, S. 5.

⁴¹ シュトルは1872年から1877年まで会長を務めるも健康上の理由から一度退任。1883年のフォン・

シュタイガー＝ジョンドレヴァンの退任後、再任され 1888 年まで在任。

⁴² Jahresbericht des Thierschutzvereins in Bern pro 1882 (JBBN 1882) Bern 1883, S. 10-11.

⁴³ Ritzmann-Blickenstorfer, Historische Statistik, S. 94

⁴⁴ Ebenda, S.157. 1860 年の数にはユダヤ教徒の他、非キリスト教徒も含まれる。

⁴⁵ Augusta Weldler-Steinberg, Geschichte der Juden in der Schweiz, vom 16. Jahrhundert bis nach der Emanzipation, bearbeitet und ergänzt durch Florence Guggenheim-Grünberg, Zürich 1970, S. 198.

⁴⁶ Ruth Heinrich, Von der Helvetik (1798) bis zum Ersten Weltkrieg, in: Annette Brunschwig, Ruth Heinrichs, Karin Huser, Geschichte der Juden im Kanton Zürich, Zürich 2005, S. 217.

⁴⁷ 東方ユダヤ人がマインデはアウサージュールとヴィーディコン (3 区と 4 区) に設立された。

⁴⁸ Karin Huser Bugmann, Schtetl an der Sihl, Einwanderung, Leben und Alltag der Ostjuden in Zürich 1880-1939, Zürich 1998, S. 81.

⁴⁹ Ruth Heinrichs, Die Regeneration: Ansässigkeit von Juden bis 1848, in: Annette Brunschwig, Ruth Heinrichs, Karin Huser, Geschichte der Juden im Kanton Zürich, Zürich 2005, S. 174.

⁵⁰ 拙稿「スイスの外国人政策—19 世紀末から「外国人の滞在と定住に関する連邦法 (1931 年) 成立まで」、黒澤隆文編訳『中立国スイスとナチズム 第二次大戦と歴史認識』(京大大学術出版会、2010 年) 617-619 頁参照。

⁵¹ Mitglieder-Verzeichnis, in: Vierter Jahresbericht des Zürcherischen Vereins zum Schutz der Thiere, vom Juli 1860 bis Juli 1861 (JBZH 1860/61), Zürich 1860, S. 14-20.

⁵² Erster Jahresbericht des Zürcherischen Vereines gegen Thierquälerei, Juni 1856- Juni 1857 (JBZH 1856/57), Zürich 1857, S. 6.

⁵³ P. H. Wolff, Erinnerungen eines alten Thierschützers, Zürich 1901, S. 3.

⁵⁴ Zweiundzwanzigster bis Siebenundzwanzigster Jahresbericht des Zürcherischen Vereins zum Schutz der Thiere, 1. Januar 1878 bis 31. Dezember 1883 (JBZH 1870/83), Zürich 1884, S. 8.

⁵⁵ Mitgliederverzeichnis des Tierschutzvereins Zürich mit Ende 1894, in: Summerischer Bericht des Vorstandes Zürcherischen Thierschutzvereins über 1884-1894 (SBZH 1884/94), Zürich 1895, S. 22-33.

⁵⁶ JBZH 1870-83, S. 6.

⁵⁷ Summarischer Bericht über die Tätigkeit des Central-Vorstandes der deutschen-schweizerischen Thierschutzvereine Juni 1885 bis 31. Dezember 1890 (SBCV 1885/90), Zürich 1891, S. 5.

⁵⁸ Fünfter Jahresbericht des Zürcherischen Vereins zum Schutz der Thiere, vom Juli 1859 bis Juni 1860 (JBZH 1859/60), Zürich 1860, S. 14.

⁵⁹ Ritzmann-Blickenstorfer, Historische Statistik, S. 154-155.

⁶⁰ Jahresbericht des aargauischen Thierschutzvereins Pro 1869/70 (JBAG 1869/70), Aarau 1870, S. 6. Zwanzigster Jahresbericht des Aargauischen Tierschutzvereins vom 1. Juli 1889-30. Juni 1890 (JBAG 1889/90), Aarau 1890, S. 1.

⁶¹ Ebenda, S. 1-2.

⁶² Staatsarchiv Aargau (StAAG), NL. A-0099.

⁶³ Zehnter Jahresbericht des Aargauischen Tierschutzvereins, vom 30. Juni 1879 bis 30. Juni 1880 (JBAG 1879/80), Aarau 1880, S. 8.

⁶⁴ Achtezehnter Jahresbericht des aargauischen Thierschutz Vereins vom 1. Juli 1887 bis 30. Juni 1888 (JBAG 87/88), Aarau 1888, S. 11.

⁶⁵ JBBN 1871, S. 15-20; Verzeichnis der Mitglieder des bernischen Tierschutzvereins auf 20. April 1893, in: JBBN 1891, S. 22-28; Vierter Jahresbericht des zürcherischen Vereins zum Schutz der Thiere, vom Juli 1860 bis Juli 1861, Zürich 1860 (JBZH 1860/61), S. 14-20; SBZH 1884/94, S. 22-33; JBAG 1869/70, S. 14-23; Zweiundzwanziger Jahresbericht des Aargauischen Thierschutzvereins vom 1. Juli 1891 bis 30. Juni 1892 (JBAG1891/92), S. 14-53 をもとに分析、比較を行った。

⁶⁶ Manfred Hettling, Berufsklassifikation, Manuskript, Halle 2011.

⁶⁷ JBBN 1992, S. 6

⁶⁸ Albert Tanner, Bürgertum und Bürgerlichkeit in der Schweiz, Die »Mittelklassen« an der Macht, Jürgen Kocka (Hg.), Bürgertum im 19. Jahrhundert, Band 1: Einheit und Vielfalt Europas, Göttingen 1995, S. 203-205.

⁶⁹ Ebenda, S. 208

⁷⁰ Tanner, Arbeitsame Patrioten, S. 46.

Das Schächtverbot der Schweiz in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts Unter besonderer Berücksichtigung der Aktivitäten und Mitgliedschaft der Tierschutzvereine

Yoko Akiyama

Am 20. August 1893 wurde eine Volksabstimmung über das Schächtverbot, das Verbot der jüdischen rituellen Schlachtmethode, durchgeführt, die durch Volksinitiativen der deutsch-schweizerischen Tierschutzvereine initiiert worden war. Sie kam zustande, da sie gegen den Willen des Bundesrates problemlos die Volksmehrheit und eine knappe Mehrheit in den Ständen erhielt, und in der Folge wurde das Schächtverbot in der Bundesverfassung verankert.

In der bisherigen Forschung wurde darauf hingewiesen, dass dieses Ergebnis auf den damals im deutschsprachigen Raum verbreiteten Antisemitismus zurückzuführen sei. Zwar wurde diese Argumentation von dem Resultat bestätigt, dass die gesamten französischsprachigen und italienischsprachigen Kantone diese Initiative verwarfen, die Kantone der Deutschschweiz ihr mit absoluter Mehrheit zustimmten, aber meiner Meinung nach sollte das Schächtverbot von 1893 auch aus einem anderen Blickwinkel betrachtet werden, weil das Argument des Antisemitismus eine weitere Frage nicht beantworten kann: Warum wurde die Schächtfrage im Unterschied zu den anderen deutschsprachigen Ländern seit der Judenemanzipation in der Schweizer Gesellschaft heftig diskutiert und schließlich zum Kristallisationspunkt einer breiten staatsrechtlichen Debatte (Mesmer)?

Wenn man die damalige soziale und politische Konstellation, den politischen Wandel vom radikalen Liberalismus zur Demokratie und der Versöhnung zwischen den Regierenden und den Katholisch-Konservativen berücksichtigt, lässt sich darauf hinweisen, dass der Antisemitismus sich in der Schweiz im ausgehenden 19.

Jahrhundert besonders mit einem Rückgriff auf Traditionen, einer Verstärkung des inneren Zusammenhalts sowie einem integralen Nationalismus verband. Also lassen sich für das Schächtverbot und dessen Bewegung drei Hintergrundfaktoren benennen, die sich wechselseitig überlagerten und durchdrangen: den Tierschutzgedanken, den latenten Antisemitismus und die innere Nationsbildung. Diese drei Faktoren lassen sich nicht isoliert voneinander betrachten, sondern müssen als Einheit betrachtet werden.

In dieser Abhandlung werden die Tierschutzvereine, insbesondere die lokalen Tierschutzvereine in Bern, Zürich und Aargau behandelt, die sich leidenschaftlich für ein Schächtverbot einsetzten und bei der Volksinitiative gegen das Schächten eine zentrale Rolle spielten. Dabei werden insbesondere der Verlauf der Gründungen der Vereine, die Schwerpunkte ihrer Aktivitäten und die Mitgliederbasis des jeweiligen Vereins analysiert. Die Analyse der Mitgliedsstruktur der Tierschutzvereine soll deutlich machen, welche gesellschaftlichen Schichten die Tierschutzvereine prägten und wo der Ausgangspunkt der Bewegung gegen das Schächten lag. Zum Schluss wird zu klären sein, von welcher Gesellschaftsschicht die Tierschutzbewegung beziehungsweise die Tierschutzvereine geführt wurden. Dabei wird auch die Rolle und Funktion des Vereinswesens in der bürgerlichen Gesellschaft der Schweiz in die Betrachtungen einbezogen.